

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成27年4月16日（木） 午後2時から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 格付及び発注基準の改定について
(平成27年4月1日以降適用開始)
- 2 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について
(平成27年4月1日以降適用開始)
- 3 下請等に関する書類について
(平成27年4月1日以降適用開始)
- 4 その他
- 5 質疑応答

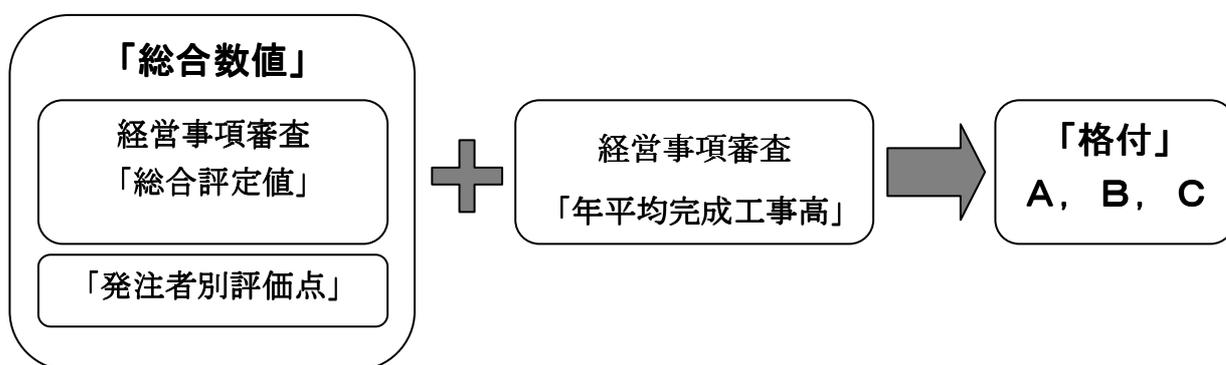
東広島市 総務部
契約課 TEL082-420-0930

1 格付及び発注基準の改定について

(1) 平成27・28年度競争入札参加資格の認定

平成27年4月1日付けで「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準の改正を行いました。これに伴い、平成27・28年度競争入札参加資格の認定は、新しい基準で行いました。

格付の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行いました。



(2) 資格認定者数

地域区分	認定者数	前回認定者数※
市内	167 者	192 者
県内	366 者	380 者
県外	385 者	399 者
合計	918 者	971 者

※平成25・26年度当初資格認定時の認定者数

(3) 平成27・28年度競争入札参加資格の有効期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までです。

ただし、平成29年4月1日以降においても平成29年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成29年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

(4) 建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A，B，C）を決定し、認定しました。

建設工事種類別格付基準

工事の 種類 格付	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 680点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 750点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 700点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上
B	総合数値 650点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 500点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 630点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 600点 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 1点 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格付	請負対象設計金額							
	土木一式 工事	建築一式 工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000万円 以上	3,000万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上	1,250万円 以上	2,000万円 以上	1,500万円 以上
B	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,000万円 以上 3,000万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満	1,250万円 未満	750万円 以上 2,000万円 未満	750万円 以上 1,500万円 未満
C	1,000万円 未満	1,000万円 未満		750万円 未満	750万円 未満		750万円 未満	750万円 未満

2 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について

(1) 改正対象

【平成26年度まで】

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

総合評価落札方式による条件付一般競争入札公告共通事項

東広島市建設工事等条件付一般競争入札（維持管理業務委託）参加遵守事項

【平成27年度から】

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）

(2) 改正の内容

ア 東広島市建設工事等設計図書複写指定店を変更

イ 入札金額の積算内訳書の不備等により入札を無効とする場合について明記

ウ 経営事項審査受審の確認方法を変更

エ その他文言の追加、修正

(3) 適用日

平成27年4月1日以降に公告する案件から適用します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

平成27年4月1日改正

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者
- (8) この工事の設計業務等を受託した者(以下「設計受託者」という。)
- (9) 設計受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当する者
 - ア 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者
 - イ 設計受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- (10) 代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (11) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者
 - ① 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
 - ② 入札参加を希望する法人の代表者(個人)
- (12) 電子利用登録業者(東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。)でない者。ただし、公告で電子利用登録者でない者も参加できるとした場合は、この限りでない。

2 設計金額により、工事の種類を次のとおりとする。

- 1号工事 請負対象設計金額(税込)が2千5百万円以上(建築一式工事は5千万円以上)
- 2号工事 請負対象設計金額(税込)が130万円以上2千5百万円未満(建築一式工事は130万円以上5千万円未満)

3 案件ごとの入札参加資格について

- 1号工事 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。
- 2号工事 入札案件ごとに設定した資格要件を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。落札者は、資格要件に定めた資格等を有する技術者を、契約後配置させなければならない。

4 資格要件の取り扱いについて

(1) 1号工事・2号工事共通

- 資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。
- 「同種・類似工事の施工実績」又は「配置予定技術者の工事経験(同種・類似工事の施工実績)」は、平成12年4月1日以降に完成した元請施工実績を対象とする。
- 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。
- 共同企業体の構成員としての実績で「請負契約金額、路線延長等の規模、能力、その他入札条件に定めたもの(数値等)」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを実績としてみなすものとする。

(2) 1号工事について

- 「配置予定技術者」の資格要件の判断基準は次のいずれも満たすことを必須とする。

- 開札日以降に工期の終期が到来する工事に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できるものを除く。
- 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
- 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が、開札日まで連続して3か月以上存在すること。

(3) 技術者の配置について

- 契約後、工事の施工にあたって、1号工事では配置予定技術者とした者を、2号工事では資格要件に定めた資格及び経験を有する者を、技術者として配置しなければならない。変更できる場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- 資格要件で、技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負金額が2,500万円(税込)(建築一式工事の場合は5,000万円(税込))未満となる場合においても、契約工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。
- 1号工事においては、開札日の前日において建設業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者(当該事項に関して必要な変更届を、開札日の前日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。)の配置は認めない。

5 その他遵守事項について

A. 設計図書の購入について

- (1) 設計図書の閲覧は、公告に定める期間内において、東広島市建設工事等設計図書複写指定店(以下「指定店」という。)を通して有償にて複写販売することにより実施する。
- (2) 公告に定める期間内において設計図書を購入していない者が入札を行った場合、その入札は無効とする。
- (3) 指定店は、次のとおりである。なお、購入方法の詳細は、ホームページに掲載している「設計図書の事前購入について」で確認すること。

ア【紙販売】株式会社MSA 東広島市西条西本町28番6号サンスクエア東広島3階コラボスクエアB室
電話番号 082-490-5996 FAX番号 050-3737-9523
イ【データ販売】有限会社アラ・アド 東広島市西条町上三永1675
電話番号 082-426-0804 FAX番号 082-426-2741

B. 入札時の取り扱いについて

- (1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札金額の積算内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。なお、次に該当する者は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする(市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない)。
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印(割印を含む。)がない場合(押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。)
 - ウ 内訳書に工事名が記載されていない場合(工事名に誤りがある場合を含む。)
 - エ 内訳書の工事価格と入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合
 - カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合
- (3) 電子入札は全て、「電子くじ実施対象案件」とする。したがって、落札候補者が複数あるときは、電子くじによるくじ引きを行うものとする。電子くじ実施に必要な電子くじ番号(数字3桁)は、電子参加者にあっては入札時に電子入札等システムに入力すること。なお、書面参加者は開札時に電子入札等システムが自動生成する番号を申請者の電子くじ番号とする。

C. 開札後の取り扱いについて

開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件(配置予定技術者の資格及び経験等を含む。)を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者（1号工事における配置予定技術者の専任配置の可否（以下「専任要件」という。）の確認を含む。）については、その入札を無効とする。
 - ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ウ 審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。
- (2) 1号工事における専任要件の確認は、CORINS（コリンズ）の登録及び本市との契約履行中の工事の配置技術者について行うものとする。その際、国・他の地方公共団体等における発注案件において、本来なされているべきCORINS（コリンズ）の登録が行われていない技術者や、事後審査方式の落札者となった場合に配置することとなる技術者については、当該案件の配置予定技術者の審査の際に加味しないので、「E. 契約に係る注意事項」の状況が生じないよう入札参加者の責任において入札を行うこと。
- (3) 開札日の早いものから落札決定を行う。その際の配置予定技術者の専任要件は入札公告における開札日時の早いものを優先することとする。
- (4) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

	電子参加者	書面参加者
落札者	電子入札等システムで通知	電話等で連絡
落札者以外	電子入札等システムで通知	個別通知はしない。※問い合わせにも応じない。
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を総務部契約課及びホームページで公表する。	

E. 契約に係る注意事項

- (1) 電子参加・書面参加のいずれの場合であっても、提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料については、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。入札書を提出し、その結果落札者に決定した者が、落札決定後、技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出させることにより行う。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

F. 契約後VE制度について

「契約後VE対象案件」としたものについては、契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができるものとし、提案が適正であると認められたときは、必要に応じて設計図書の変更を行い、変更契約の手続を行うものとする。

G. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

H. 契約保証金

- (1) この工事を落札した者は、請負代金額の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この工事を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

I. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象となる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

J. その他

- (1) この工事の入札に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示第30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）に従わなければならない。
- (2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係
電話番号 082-420-0930（直通） FAX番号 082-431-0077

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

平成27年4月1日改正

1. 入札参加資格

(1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者
- ク この工事の設計業務等を受託した者(以下「設計受託者」という。)
- ケ 設計受託者と資本又は人事面において次に掲げる事項に該当する者
 - (ア) 設計受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者
 - (イ) 設計受託者の出資総額の100分の50を超える出資をしている者
- コ 代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- サ 開札日の前日において、次のア又はイのいずれかの者に市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者
 - (ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
 - (イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)
- シ 電子利用登録業者(東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。)でない者

(2) 案件ごとの入札参加資格について

- ア 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすこと。
- イ 資格要件の審査は開札後に行う。

(3) 資格要件の取り扱いについて

資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。その判断基準は次のいずれも満たすものとする。

- ア 「同種・類似工事の施工実績」及び「配置予定技術者の工事経験(同種・類似工事の施工経験)」は、平成12年4月1日以降に完成した元請施工実績を対象とする。
- イ 「共同企業体の構成員としての実績」は、原則として出資比率20%以上の実績を対象とする。
- ウ 共同企業体の構成員としての実績で「請負契約金額、路線延長等の規模、能力、その他入札条件に定められたもの(数値等)」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを実績としてみなすものとする。

2. 設計図書の購入について

- (1) 設計図書の閲覧は、公告に定める期間内において、東広島市建設工事等設計図書複写指定店(以下「指定店」という。)を通して有償にて複写販売することにより実施する。
- (2) 公告に定める期間内において設計図書を購入していない者が入札を行った場合、その入札は無効とする。

- (3) 指定店は、次のとおりである。なお、購入方法の詳細は、ホームページに掲載している「設計図書の事前購入について」で確認すること。

ア【紙販売】株式会社MSA	東広島市西条西本町28番6号サンスクエア東広島3階コラボスクエアB室
電話番号 082-490-5996	FAX番号 050-3737-9523
イ【データ販売】有限会社アラ・アド	東広島市西条町上三永1675
電話番号 082-426-0804	FAX番号 082-426-2741

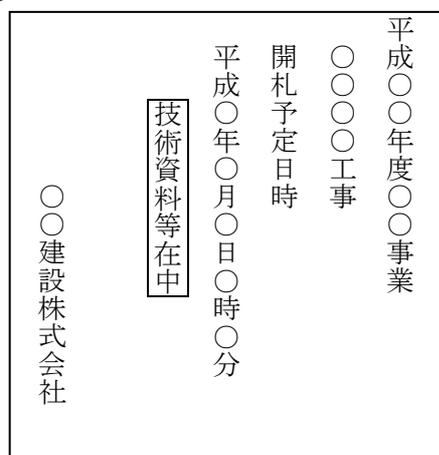
3. 入札参加資格のない者が入札に参加した場合について

審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者については、その入札を無効とし、指名除外措置の対象とする。ただし、東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該工事の入札金額の積算内訳書（以下「内訳書」という。）に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなったもの者については、指名除外措置の対象外とする。

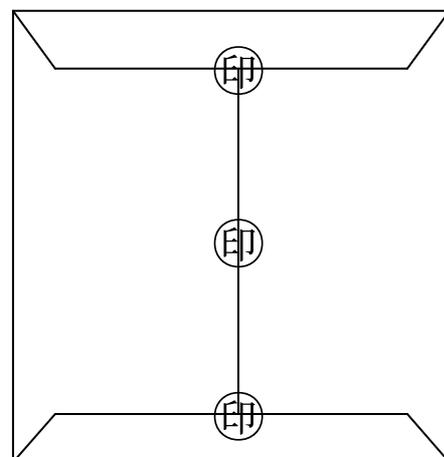
4. 入札時の取り扱いについて

- (1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に内訳書を提出しなければならない。なお、次に該当する者は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする（市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない。）。
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印（割印を含む。）がない場合（押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。）
 - ウ 内訳書に工事名が記載されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）
 - エ 内訳書の工事価格と入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合
 - カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合
- (3) 6に定める技術資料等は、入札者の商号又は名称及び当該入札に係る建設工事等の名称、開札予定日時を記載した封筒に封入して、公告に定める期間中に契約課へ持参して提出すること。なお、封筒に「技術資料等在中」と記載すること。
- (4) 提出された入札書、内訳書及び技術資料等は書き換え、引き換え、撤回をすることができない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。
- (5) 技術資料等を提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 資格要件の確認は、特に定めのない限り、技術資料の記載内容により行う。
- (7) 提出された技術資料等に書類の不足がある場合及び必要事項等が記載されていない場合、その入札は無効とすることがある。

【封筒記載例】



表



角型2号封筒

裏

5. 落札者の決定について

- (1) 有効な入札を行った者について価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者（以下「評価値の最も高い者」という。）を落札候補者とし、入札参加資格を審査する。その結果資格を有すると確認された場合、当該落札候補者を落札者とする。なお、評価値の求め方は入札公告に定める方法による。
- (2) (1)において、評価値の最も高い者が2者以上あったときは、電子くじを実施し落札候補者を決定する。なお、電子くじに必要な電子くじ番号（数字3桁）は入札時に電子入札等システムに入力するものとし、書面参加者については電子入札等システムが自動生成する番号を当該者の電子くじ番号とする。

6. 技術資料等の提出及び内容

提出する技術資料等は公告に掲げる書類とし、公告に定める期間内に提出しなければならない。

提出資料	記載及び内容に関する留意事項
1 技術資料 (様式第3号)	正副各1部（副は複写可とし封入しないこと。）作成すること。
2 工程表 (様式第4号)	<p>工程管理に係る技術的所見</p> <p>契約の締結日は開札日の14日後（土日祝日を含む。）を予定しているため、公告に記載する予定工期（検査期間14日間を含む。）で工程表を作成すること。なお、工程管理に係る技術提案・技術的所見欄については、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」などの曖昧な表現を使用せず、(1) 施工計画の実施手順については実施可能な工夫を具体的に分かりやすく、(2) 工期設定については工期短縮ができる場合、検査期間を除いた完成予定日を明記し、その根拠となる工夫を具体的に分かりやすく記入すること。</p> <p>なお、「工程管理に係る技術提案・技術的見所見」欄を除く工程表に記載がない場合、また提出した技術資料が予定工期を超えているなど、不適切な場合は入札が無効となるので注意すること。</p>
3 施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見 (様式第5号)	<p>施工に関する課題・品質管理に係る技術的所見</p> <p>ア 本工事の実施に当たり施工・品質管理の課題と対応について技術的所見を記載すること。ここで、技術的所見の評価の視点は公告に記載のとおりであり、これを満たした的確なものを優位に評価する。</p> <p>イ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な工夫を具体的に分かりやすく記入すること。ただし、過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、優位な評価はしない。なお、この様式を未提出の場合、課題についての記載がされていない場合、また求めた内容と異なる記載など不適切な場合は入札が無効となるので注意すること。</p> <p>ウ 技術的所見は最大5項目までとし、同じ視点で複数の技術的所見をしても構わない。ただし、評価については次による。</p> <p>a) 項目数が5を超える場合：記載順で5項目までを審査し以降は審査しない。</p> <p>b) 1つの項目に複数の技術的所見が記載されている場合：1つの技術的所見としてカウントし複数の技術的所見の中で最も低い点数のものを技術的所見とする。</p> <p>c) 各項目に提案目的、項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性について明確な記載が無い場合：その技術的所見は評価しない又は評価を下げることもある。</p>
4 同種・類似工事の施工実績 (様式第6号)	<p>同種・類似工事の施工実績</p> <p>ア 施工実績は、平成12年4月1日以降に完成検査を受けている工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>イ 施工実績は、元請施工実績に限る。</p> <p>ウ 共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。なお、数値的実績については、出資比率を乗じた値を実績とする。</p> <p>エ 同種・類似工事とは、公告に規定する工事とする。</p> <p>オ 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事名：受注工事名とする。 ・ 発注者名：具体的に記載する。 ・ 施工場所：具体的に記載する。 ・ 最終契約金額：最終の請負契約金額を記載する。（円単位） ・ 工期：契約日の翌日から工事完了までの年月日を記載する。

	<ul style="list-style-type: none"> 受注形態：単体、共同企業体の別を記載する。共同企業体の場合は出資比率も記載する。 CORINS への登録：当該工事が CORINS への登録がある場合「有」とし、CORINS 番号を記載すること。
5 配置予定技術者の資格・工事経験 (様式第 7 号)	<p>配置予定技術者の資格・工事経験</p> <p>ア 配置予定技術者の氏名等を記載すること。</p> <p>イ 配置予定技術者が有する資格及び監理技術者番号を記載すること。 配置予定技術者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号イに該当する者とする。なお、入札公告で配置予定技術者を監理技術者に限っている場合は、当該工種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習（登録講習）修了証を有する者とする。</p> <p>ウ 配置予定技術者が公告に規定する専門資格を有している場合「有」とし、当該資格の名称を記載すること。</p> <p>エ 継続教育（CPD）は当該者が、前年度（4 月 1 日から翌 3 月 31 日）において建設系 CPD 協議会加盟団体が運営する制度において単位を取得している場合「有」とし、当該協会等名及び取得単位数を記載すること。</p> <p>オ 工事経験は、平成 12 年 4 月 1 日以降に完成検査を受けている工事の中から代表的なものを 1 件記載する。</p> <p>カ 同種・類似工事とは、公告に規定する工事とする。</p> <p>キ 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事名：受注工事名とする。 発注者名：具体的に記載する。 施工場所：具体的に記載する。 最終契約金額：最終の請負契約金額を記載する。（円単位） 工期：契約日の翌日から工事完了までの年月日を記載する。 従事形態等：該当する番号を記載する。 CORINS への登録：当該工事が CORINS への登録がある場合「有」とし、CORINS 番号を記載する。
6 地域貢献の実績 (様式第 8 号)	<p>地域貢献の実績</p> <p>ア 開札日時点での東広島市災害時応急対策活動等に関する基本協定の締結の有無を記載する。</p> <p>イ アの締結者で、平成 23 年度から平成 27 年度に完了した災害時応急対応の実績又は災害復旧工事の実績を記載する。</p> <p>ウ 広島県アダプト制度 広島県のマイロード、ラブリバー制度のいずれか該当する番号を記載し、その活動概要を記載する。</p> <p>エ 東広島市公園里親制度 東広島市の公園里親制度の活動概要を記載する。</p>
7 障害者雇用の状況 (様式第 9 号)	<p>障害者雇用の状況</p> <p>障害者雇用の有無を記載する。</p>

※ 2 及び 3 については、入札公告で「必要なし」と定めのあるときは作成する必要はない。

※ 様式は最新のものを使用すること。

7. 総合評価に関する事項

各評価項目について次の評価基準に基づき審査し、公告に記載する配点で加点する。

ア 施工計画について（注 1）

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	(2.0)	／(2.0)
	工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切で工夫があり、工期短縮が見られる 最大提案日数 > 便益確保日数のとき： (当該提案日数 ÷ 全提案者中最大短縮日数 × 満点) 便益確保日数 > 最大提案日数のとき： (当該提案日数 ÷ 便益確保日数 × 満点)	(2.0 ～0.0)	／(2.0)
	各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0	

施工に関する課題への対応の適切性（注2）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、優位な工夫が見られる	6.0 (3.0)	/6.0 (3.0)
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており、適切である	6.0(3.0) ~0.0	
	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）に不適切ではないが工夫が見られない	0.0	
品質の確認方法、管理方法の適切性（注2）	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており優位な工夫が見られる	6.0 (3.0)	/6.0 (3.0)
	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえており適切である	6.0(3.0) ~0.0	
	品質の確認方法、管理方法が環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を不適切ではないが工夫が見られない	0.0	

イ 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成12年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績（注3）	公共団体発注の同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	1.0	
	その他	0.0	
工事成績評定点（注10）	平均工事成績評定点85点以上	2.0	/2.0
	平均工事成績評定点65点~85点未満	2.0× (平均工事成績評定点-65) /20	
	平均工事成績評定点0~65点未満	2.0× (平均工事成績評定点-65) /65	
加重落札による減点（注11）	平成27年度中において、土木一式工事で予定価格4,500万円以上5億円未満の工事を3件受注（落札候補者を含む。）した場合	(-0.5)	/(-0.5)
	平成27年度中において、土木一式工事で予定価格4,500万円以上5億円未満の工事を4件以上受注（落札候補者を含む。）した場合	(-1.0)	/(-1.0)
	平成27年度中において、舗装工事で予定価格2,500万円以上5億円未満の工事を3件受注（落札候補者を含む。）した場合	(-0.5)	/(-0.5)
	平成27年度中において、舗装工事で予定価格2,500万円以上5億円未満の工事を4件以上受注（落札候補者を含む。）した場合	(-1.0)	/(-1.0)

ウ 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格（注4）（専門資格を評価しない場合）	技術士又は1級技士（同等資格含む。）	1.0	／1.0
	2級技士（同等資格含む。）	0.5	
	その他	0.0	
主任（監理）技術者の保有する資格（注4・5）（専門資格を評価する場合）	専門資格	1.0	／1.0
	技術士又は1級技士（同等資格含む。）	0.5	
	2級技士（同等資格含む。）	0.25	
平成12年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無（注3・6）	公共団体発注の同種工事の実績あり	1.0	／1.0
	公共団体発注の類似工事の実績あり	0.5	
	その他	0.0	
施工経験工事の従事形態（注12）	監理技術者又は主任技術者	1.0	／1.0
	現場代理人	0.5	
	その他	0.0	
継続教育（CPD）の取組状況（建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における前年度1年間（4/1～3/31）の学習実績）	20単位以上取得	1.0	／1.0
	10単位以上20単位未満取得	0.5	
	10単位未満取得又は取得なし	0.0	

エ 地域の精通性について

評価項目	評価基準	配点	得点
地域内における本店の有無（注7）	東広島市内に本店を有している	0.5	／0.5
	東広島市内に本店を有していない	0.0	

オ 地域貢献の実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
災害対応活動の有無（注8）	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結し、かつ、平成23年度から平成27年度に完了した災害時応急対応の実績又は災害復旧工事の実績を有する者	1.0	／1.0
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結している者	0.5	
	災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結していない	0.0	
平成26年度の広島県アダプト制度（マイロード・ラブリバー制度）活動の実績の有無（注9）	市内箇所において認定され、活動実績あり	0.25	／0.25
	活動実績なし	0.0	
平成26年度の東広島市公園里親制度活動の実績の有無（注9）	認定され、活動実績あり	0.5	／0.5
	活動実績なし	0.0	

カ 社会貢献度について

評価項目	評価基準	配点	得点
障害者雇用の状況（注1413）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。）に基づく雇用義務がある者で、障害者を法定雇用率の2倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で、障害者を1人以上雇用している者	0.25	／0.25
	法定雇用率以上雇用している者	0.1	
	雇用していない	0.0	

注1 アの「施工計画について」の評価項目は、入札公告で評価項目として定めのある場合のみ各評価基準に基づき審査し加点する。

注2 入札公告において、アの「施工に関する課題への対応の適切性」及び「品質の確認方法、管理方法の適

切性」のいずれも評価項目として定めのあるときそれぞれの配点は3.0点、3.0～0.0点、0.0点とし、いずれかの項目のみ評価項目として定めのあるときの配点は6.0点、6.0～0.0点、0.0点とする。

注3 イ及びウにおいて、公共団体発注の同種・類似工事の「公共団体」とは、次に掲げる者をいう。

①国及び地方公共団体

②当該工事の発注当時において効力を有していた公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に掲げる法人

③日本下水道事業団及び東広島市都市整備公社

注4 ウにおいて、1級技士及び2級技士とは、それぞれ建設業法第27条の規定による技術検定1級又は2級に合格した者とし、同等資格とは、同等の資格を有する者で実務経験を必要としない者とする。

注5 ウにおいて、「主任（監理）技術者が保有する資格」のうち専門資格とは、コンクリート技士・主任技士、コンクリート診断士、推進工事技士、地すべり防止工事士、のり面施工管理技術者、プレストレストコンクリート技士、1・2級舗装施工管理技術者のうちから公告に定めた資格とする。

注6 ウにおいて、「平成12年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」の評価における実績とは、申請された工事に従事していた期間が当該工事の工期の2分の1を超えるものとする。

注7 (1) エにおいて、「本店」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所のうちの主たる営業所かつ登記されている本店のことをいう。

(2) 市内に本店を有する者のみが参入可能な案件については、地域内における本店の有無による評価は除くものとする。

注8 (1) オにおいて、「災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結」とは、開札日時点において本市の災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結されていることをいう。

(2) 市外に本店を有する者が参入可能な案件については、災害対応活動の有無による評価は除くものとする。

(3) 土木一式工事以外の業種においては、災害時応急対応の実績又は災害復旧工事の実績の有無による評価は除くものとする。

(4) 災害時応急対応の実績又は災害復旧工事の実績は、東広島市発注のものに限る。

注9 オにおいて広島県アダプト制度活動の実績及び東広島市公園里親制度活動の実績は、広島県又は東広島市から認定を受けるとともにその活動実績があること。

注10 (1) イにおいて、「平均工事成績評定点」は、平成24年度から平成26年度までのものとし、対象業種すべての工事成績評定点の平均点を平均工事成績評定点とする。ただし、平成27年5月31日以前に公告を行う案件にあっては、平成23年度から平成25年度までのものとする。

なお、平均工事成績評定点の算出根拠となる工事成績評定点の件数が3件未満の場合は、3件になるまで工事成績評定点に1件あたり65点を加え、3で除した数を平均工事成績評定点とする。

(2) 市外に本店を有する者が参入可能な案件については、工事成績評定点による評価は除くものとする。

(3) 評価後の配点に小数第5位以下の数が出る場合は、小数第5位を四捨五入した数を配点とする。

注11 イにおいて、「加重落札による減点」は、平成27年4月1日以降に公告された案件のうち、当該発注案件と同一業種案件を受注件数にカウントする。なお、同一開札日に2件以上の落札候補者となる場合にあつては、開札の早いものから落札者を決定したものとみなし、当該規定を適用する。（なお、当該発注案件は落札候補者となっても受注件数にカウントしない。）

注12 ウにおいて、「施工経験工事の従事形態」として評価対象となるのは、「平成12年4月1日以降の同種・類似工事の施工経験の有無」において、同種又は類似の実績として評価したものに限る。

注13 カにおいて、障害者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する者をいう。

8. 技術者の配置について

(1) 配置予定技術者は、次のいずれも満たす者でなければならない。

ア 開札日以降に工期の終期が到来する工事に、資格要件で定める件数を超えて配置されていないこと。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事に配置されていても、その完了検査が終了し、技術資料の提出にあわせて検査確認通知書の写しを提出できる者を除く。

イ 資格要件で定める資格及び経験を有していること。

ウ 開札日以前において、所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が開札日まで連続して3か月以上存在すること。

(2) 落札後、工事の施工に当たって、配置予定技術者とした者を契約時に配置しなければならない。変更できる場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

(3) 資格要件で、技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、入札の結果、請負金額が2,500万円（税込）未満となる場合においても、契約工期中は当該技術者を専任で配置しなければならない。

(4) 資格要件で、技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合において、開札日の前日において建設

業許可における経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日の前日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。）の配置は認めない。

9. 契約に係る注意事項

- (1) 落札決定された者が技術者を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この工事を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出させることにより行う。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。

10. 評価内容の担保（ペナルティ）について

受注者の提出した技術資料等に記載した内容が評価され、それにより得点を得ている場合、受注者の責によりその履行が満足されなかったときは、次のとおり工事成績評定点の減点等を行う。このため、技術資料等は内容の検討を十分行ったうえで作成すること。

○未実施の評価内容ごとに工事成績評定点を、施工計画についての評価項目は各10点、その他の評価項目は各5点減点する。また、指名除外措置の対象となる場合がある。

なお、受注者は技術資料等に記載した内容を施工計画書に明記することとし、検査時には適切な履行を行った事実が確認できるものを提出すること。

11. 契約後VE制度について

「契約後VE対象案件」としたものについては、契約締結後、受注者は設計図書等に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について発注者に提案することができるものとし、提案が適正であると認められたときは必要に応じて設計図書の変更を行い、変更契約の手続を行うものとする。

12. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

13. 契約保証金

- (1) この工事を落札した者は、請負代金額の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この工事を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象となる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

15. 理由の説明

当該入札において入札に参加した者で、落札者とならなかった者は、様式第13号により落札者として選定されなかった理由の説明を落札者の公表を行った日の翌日から起算して2日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に市長に申し立てることができる。

16. その他

- (1) この工事の入札に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）、東広島市建設工事一般競争入札簡易型総合評価落札方式試行要領（平成21年6月1日制定）に従わなければならない。
- (2) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係
電話番号 082-420-0930（直通） FAX番号 082-431-0077

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（維持管理業務）

平成27年4月1日制定

入札参加資格

1 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- (5) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者
- (6) 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者
- (7) 施行令第167条の4第2項に該当するもので、市長が入札に参加させないこととした者
- (8) 開札日の前日において、次の①又は②のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者
 - ① 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
 - ② 入札参加を希望する法人の代表者(個人)
- (9) 電子利用登録業者(東広島市電子入札実施要領第2条第2項第4号に規定する利用登録者のことをいう。以下同じ。)でない者。ただし、公告で電子利用登録者でない者も参加できるとした場合は、この限りでない。

2 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。資格要件は、開札日の前日の状況により判断する。

3 その他遵守事項について

A. 設計図書の購入について

- (1) 設計図書の閲覧は、公告に定める期間内において、東広島市建設工事等設計図書複写指定店(以下「指定店」という。)を通して有償にて複写販売することにより実施する。
- (2) 公告に定める期間内において設計図書を購入していない者が入札を行った場合、その入札は無効とする。
- (3) 指定店は、次のとおりである。なお、購入方法の詳細は、ホームページに掲載している「設計図書の事前購入について」で確認すること。

ア【紙販売】株式会社MSA 東広島市西条西本町28番6号サンスクエア東広島3階コラボスクエアB室
電話番号 082-490-5996 FAX番号 050-3737-9523
イ【データ販売】有限会社アラ・アド 東広島市西条町上三永1675
電話番号 082-426-0804 FAX番号 082-426-2741

B. 入札時の取り扱いについて

- (1) 予定価格は、公告の中において別に定め、その予定価格を超えた価格での入札は、無効とする。
- (2) 入札時に東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項に規定する当該業務の入札金額の積算内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。なお、次に該当する者は、その入札を原則無効とする。ただし、内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする(市が調査の必要があると判断した場合は、この限りでない。)
 - ア 内訳書が提出されていない場合
 - イ 内訳書に記名・押印(割印を含む。)がない場合(押印は、電子入札等システムにより提出する場合を除く。)
 - ウ 内訳書に業務名が記載されていない場合(業務名に誤りがある場合を含む。)
 - エ 内訳書の業務価格と入札金額が異なる場合
 - オ 内訳書の記載事項に不備のある場合

カ 他の入札参加者から入手した内訳書を使用している場合

(3) 電子入札は全て、「電子くじ実施対象案件」とする。したがって、落札候補者が複数あるときは、電子くじによるくじ引きを行うものとする。電子くじ実施に必要な電子くじ番号（数字3桁）は、電子参加者にあっては入札時に電子入札等システムに入力すること。なお、書面参加者は開札時に電子入札等システムが自動生成する番号を申請者の電子くじ番号とする。

C. 開札後の取り扱いについて

開札後、落札を保留し、落札候補者となった案件について資格要件確認資料の提出を求め、資格要件を審査する。ただし、公告において資格要件確認資料の提出は必要ないとした案件については、資格要件確認資料の提出は求めず、落札候補者となった者の資格要件を審査する。

D. 審査

- (1) 審査の結果、資格要件を満たしていないと確認された者については、その入札を無効とする。
 - ア 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて、資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 提出期限までに資格要件確認資料を提出しない場合は、資格要件を満たしていないものとみなす。
 - ウ 審査の結果、資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象とする。ただし、内訳書に係るもの又は実績要件に係る審査の結果資格要件を満たしていないこととなった者については、指名除外措置の対象外とする。
- (2) 開札日の早いものから落札決定を行う。
- (3) 落札結果は、次の方法で、通知又は公表する。

	電子参加者	書面参加者
落札者	電子入札等システムで通知	電話等で連絡
落札者以外	電子入札等システムで通知	個別通知はしない。※問い合わせにも応じない。
公表	開札日の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を総務部契約課及びホームページで公表する。	

E. 契約に係る注意事項

- (1) 電子参加・書面参加のいずれの場合であっても、提出された入札書、内訳書及び資格要件確認資料については、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。また、入札書提出後の辞退は、一切認めない。入札書を提出し、その結果落札者に決定した者が、落札決定後、業務責任者及び担当技術者（担当技術者は、配置を必要とする業務に限る。以下同じ。）を適正に配置できない場合は、原則、契約後契約解除を行い、指名除外措置の対象とする。
- (2) この業務を落札した者は、契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評価値通知書の写しを提出させることにより行う。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名除外措置の対象とする。
- (3) 契約後、資格要件に定めた業務責任者及び担当技術者を配置しなければならない。なお、業務責任者又は担当技術者を変更する場合は、市と協議し、業務の実施に支障が生じないように配慮しなければならない。

F. 入札保証金

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の定めるところによる。

G. 契約保証金

- (1) この業務を落札した者は、業務委託料の100分の10の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) この業務を落札した者が、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) この業務に係る契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間、この業務と種類を同じくする最終契約金額が予定価格の8割以上の契約を市又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合、契約保証金の納付を免除することがある。

H. 無効の入札

これまでに記載した無効の取り扱いの他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、指名除外措置要件に該当するときは、指名除外措置の対象となる。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (2) 東広島市建設工事競争契約入札心得第6条に該当する入札
- (3) 電子情報処理組織の利用規程に定める無効入札

J. その他

- (1) この業務の入札に際しては、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）、東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年東広島市告示第30号）、東広島市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日制定）、東広島市電子入札実施要領（平成17年10月1日制定）に従わなければならない。
- (2) 資格要件確認資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 期間中の受付等手続は、公告によるものとする。公告に定めのないものについては、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

問い合わせ先 〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所 総務部 契約課 工事契約係
電話番号 082-420-0930（直通） FAX番号 082-431-0077

3 下請等に関する書類について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が、公共工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的として改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されています。公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計 3,000 万円以上（建築一式の場合は合計 4,500 万円以上）の場合のみ作成及び発注者への提出が求められていましたが、今回の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが義務づけられました。

平成 27 年 4 月 1 日以降、本市が発注する建設工事を請負った方は、下請負契約を締結した全ての工事について施工体制台帳を作成し、本市に遅滞なくその写しを提出してください。また、これに伴い下請負人名簿を廃止します。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に契約したものについては、従来通り下請負人名簿（添付書類を含む。）の提出が必要です。

注意事項

施工体制台帳等への必要事項の記載及び添付書類が全て揃っていることを確認し、提出してください。

添付書類

（1 次下請）

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2 第 2 項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

（2 次下請負以降）

※再下請負通知書の添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 4 第 3 項）

- ・再下請負通知人が再下請負人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

保管

- ・工事現場での「施工体制台帳の据え置き」・「施工体系図の掲示」は、発注者から請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまで行わなければなりません。
- ・施工体制台帳は、担当営業所において工事完了から 5 年間は保存しておかなければなりません。